

東京都エネルギー環境計画指針（平成 17 年東京都告示第 864 号）新旧対照表（抄）

改正後	改正前
<p>第1 目的 この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項に基づき、特定エネルギー供給事業者（以下「特定事業者」という。）が実効性ある地球温暖化の対策を進めていくに当たり、<u>再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大その他の方法による温室効果ガス排出の量の抑制に係る措置及び目標等に関するエネルギー環境計画書</u>（以下「計画書」という。）及びエネルギー状況報告書（以下「報告書」という。）を作成するための方法等について定めることを目的とする。</p> <p>第2 （現行のとおり）</p> <p>第3 温室効果ガスの排出の量等の算定</p> <p>1 温室効果ガスの排出の量等の把握 特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。</p> <p>（1）及び（2） （現行のとおり）</p> <p>（3）再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量及び <u>(13)</u> に規定する環境価値量を考慮した CO₂ 排出量（以下「調整後 CO₂ 排出量」という。）を用いて算定した CO₂ 排出係数（以下「調整後 CO₂ 排出係数」という。）</p> <p>（4）電気の供給の量（送配電損失及び変電所所内電力を控除した量とする。以下同じ。）のうち CO₂ 排出係数を算定するに当たり算定の基となる情報を把握したものの割合（以下「把握率」という。）</p> <p>（5）電気の供給の量のうち、<u>再エネ証書</u>（(13) ア及びウに掲げるもののうち、再生可能エネルギーを利用した発電による電</p>	<p>第1 目的 この指針は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都条例第 215 号。以下「条例」という。）第 9 条の 2 第 1 項に基づき、特定エネルギー供給事業者（以下「特定事業者」という。）が実効性ある地球温暖化の対策を進めていくに当たり、<u>エネルギー環境計画書</u>（以下「計画書」という。）及びエネルギー状況報告書（以下「報告書」という。）を作成するための方法等について定めることを目的とする。</p> <p>第2 （略）</p> <p>第3 温室効果ガスの排出の量等の算定</p> <p>1 温室効果ガスの排出の量等の把握 特定事業者は、毎年度、次に掲げる事項の前年度における値を算定し、把握するものとする。</p> <p>（1）及び（2） （略）</p> <p>（3）再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量及び <u>(10)</u> に規定する環境価値量を考慮した CO₂ 排出量（以下「調整後 CO₂ 排出量」という。）を用いて算定した CO₂ 排出係数（以下「調整後 CO₂ 排出係数」という。）</p> <p>（4）電気の供給の量（送配電損失及び変電所所内電力を控除した量とし、<u>(7)</u> に規定するメニュー別調整後 CO₂ 排出係数の算定においては控除しない。以下同じ。）のうち CO₂ 排出係数を算定するに当たり算定の基となる情報を把握したものの割合（以下「把握率」という。）</p> <p>（5）電気の供給の量のうち再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（<u>(6)</u> に規定する F I T 電気利用量を</p>

気（バイオマスにより発電した電気については、持続可能性が示された燃料を用いたものに限る。）に係るものをいう。以下同じ。）を取得したものに相当する再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（ただし、電気の供給の量から再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量を減じた量を上限とする。）及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「再生可能エネルギー利用量」という。）の割合（以下「再生可能エネルギー利用率」という。）

（6）電気の供給の量のうちFIT電気（再生可能エネルギーの固定価格買取制度により認定事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者をいう。）から調達した同法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気（当該再生可能エネルギー電気について同法第15条の2第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。）に係る非化石証書を取得したものに相当する量（以下「FIT電気量」という。）の割合（以下「FIT電気利用率」という。）

（7）電気の供給の量のうち、再エネ証書を取得したものに相当する再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量及び再エネ証書を発行していない再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量（以下「再エネ証書かつ再エネ電源利用量」という。）の割合（以下「再エネ証書かつ再エネ電源利用率」という。）

（8）電気の供給の量のうち、新設再生可能エネルギー発電設備（前年度に運転を開始した再生可能エネルギー発電設備（水力発電設備については出力が3万キロワット未満のものに限る。）をいう。以下同じ。）に係る再生可能エネルギー利用量（以下「新設再生可能エネルギー電気利用量」という。）の割合（以下「新設再生可能エネルギー利用率」という。）

含む。以下「再生可能エネルギー利用量」という。）の割合（以下「再生可能エネルギー利用率」という。）

（6）電気の供給の量のうちFIT電気（再生可能エネルギーの固定価格買取制度により認定事業者（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第2条第5項に規定する認定事業者をいう。）から調達した同法第2条第1項に規定する再生可能エネルギー電気（当該再生可能エネルギー電気について同法第15条の2第1項の交付金を受けている場合に限る。）をいう。）の供給の量（以下「FIT電気利用量」という。）の割合（以下「FIT電気利用率」という。）

（新設）

（新設）

(9) 電気の供給条件 (以下「メニュー」という。) ごとの調整後CO₂排出係数 (以下「メニュー別調整後CO₂排出係数」という。)

(10) メニューごとの再生可能エネルギー利用率 (以下「メニュー別再生可能エネルギー利用率」という。)

(11) メニューごとの再エネ証書かつ再エネ電源利用率 (以下「メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率」という。)

(12) メニューごとの新設再生可能エネルギー利用率 (以下「メニュー別新設再生可能エネルギー利用率」という。)

(13) 電気の供給に係る環境価値量 (以下「環境価値量」という。)

この場合において、環境価値量の算定に用いることができるものは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの調整後CO₂排出係数について定められている算出方法（以下「国が定める算出方法」という。）において、電気事業者の調整後CO₂排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等として認められている次に掲げるものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

ア 国内認証排出削減量

イ 海外認証排出削減量

(7) 料金メニュー (以下「メニュー」という。) ごとの調整後CO₂排出係数 (以下「メニュー別調整後CO₂排出係数」という。)(公表を希望する場合に限る。)

(8) メニューごとの再生可能エネルギー利用率 (以下「メニュー別再生可能エネルギー利用率」という。)(公表を希望する場合に限る。)

(9) メニューごとの環境価値利用率 (以下「メニュー別環境価値利用率」という。)(公表を希望する場合に限る。)(新設)

(10) 電気の供給に係る環境価値量 (以下「環境価値量」という。)

この場合において、環境価値量の算定に用いることができるものは、温室効果ガス算定排出量等の報告等に関する命令（平成18年内閣府・総務省・法務省・外務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第2号）第20条の2の規定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣が公表する電気事業者ごとの調整後CO₂排出係数について定められている算出方法（以下「国が定める算出方法」という。）において、電気事業者の調整後CO₂排出量の算定に用いることができる国内及び海外認証排出削減量等として認められているもののうち、次に掲げるものとする。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。

ア 国内認証排出削減量 (ただし、調整後CO₂排出係数及びメニュー別環境価値利用率を算定する場合にあっては、再生可能エネルギーによる削減量について認証されたものに限る。)

イ 海外認証排出削減量 (ただし、メニュー別調整後CO₂排出係数を算定する場合に限る。)

ウ 非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量

2 CO₂排出量等の算定方法

(1) CO₂排出量の算定方法

特定事業者の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + B + C$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

(X 電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

A 一般送配電事業者 (電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する者をいう。以下同じ。) 又は日本卸電力取引所 (以下「一般送配電事業者等」という。) から調達した電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

B 自己及び子会社が所有する発電所並びに発電に係る情報を取得できる親会社、関連会社及びその他の関係会社である会社 (その範囲は、知事と協議の上、定める。) が所有する発電所 (以下「自社等発電所」という。) における発電による電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

C A又はB以外の電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

A、B及びCは、それぞれア、イ及びウに掲げる方法により算定されるものとする。

ア 一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量

一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂

ウ 非化石証書に係る二酸化炭素削減相当量 (ただし、調整後CO₂排出係数及びメニュー別環境価値利用率を算定する場合にあつては、再エネ指定の非化石証書に限る。)

2 CO₂排出量等の算定方法

(1) CO₂排出量の算定方法

特定事業者の電気の供給に係るCO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + B + C$$

この式において、X、A、B及びCは、次の値を表すものとする。

(X 電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

A 一般送配電事業者 (電気事業法等の一部を改正する法律 (平成 26 年法律第 7 2号) 第 2 条第 1 項第 9 号に規定する者をいう。以下同じ。) 又は日本卸電力取引所 (以下「一般送配電事業者等」という。) から調達した電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

B 自己及び子会社が所有する発電所並びに発電に係る情報を取得できる親会社、関連会社及びその他の関係会社である会社 (その範囲は、知事と協議の上、定める。) が所有する発電所 (以下「自社等発電所」という。) における発電による電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン)

C A又はB以外の電気の供給に係るCO₂排出量 (単位 千トン))

A、B及びCは、それぞれア、イ及びウに掲げる方法により算定されるものとする。

ア 一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂排出量

一般送配電事業者等から調達した電気の供給に係るCO₂

排出量は、当該調達した電気の量に、当該一般送配電事業者等に係るCO₂排出係数（全電源平均）を乗じて求めるものとする。ただし、当該CO₂排出係数（全電源平均）の値が不明な場合はウに掲げる方法により算定する。

なお、都内を管轄する一般送配電事業者のCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。また、日本卸電力取引所に係るCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。

イ及びウ（現行のとおり）

(2)（現行のとおり）

(3) 調整後CO₂排出量の算定方法

調整後CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + (B - C) \times D$$

この式において、X、A、B、C及びDは、次の値を表すものとする。

X 調整後のCO₂排出量（単位 千トン）

A (1)の方法により算定したCO₂排出量（単位千トン）

B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。）の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量（単位 千トン）

C 1 (13)の環境価値量の算定に用いることができるものの量

D 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値

Cは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調

排出量は、当該電気の供給の量に、当該一般送配電事業者等に係るCO₂排出係数（全電源平均）を乗じて求めるものとする。ただし、当該CO₂排出係数（全電源平均）の値が不明な場合はウに掲げる方法により算定する。

なお、都内を管轄する一般送配電事業者のCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。また、日本卸電力取引所に係るCO₂排出係数について、知事が示した場合においては、当該係数を用いるものとする。

イ及びウ（略）

(2)（略）

(3) 調整後CO₂排出量の算定方法

調整後CO₂排出量の算定方法は、次に掲げるとおりとする。

$$X = A + (B - C) \times D$$

この式において、X、A、B、C及びDは、次の値を表すものとする。

X 調整後のCO₂排出量（単位 千トン）

A (1)の方法により算定したCO₂排出量（単位千トン）

B 国内への電気の供給の量に対する固定価格買取調整電力量（再生可能エネルギーの固定価格買取制度による固定価格買取費用の負担に応じた買取電力相当量をいう。）の割合で国内への電気の供給に伴うCO₂排出量を調整した量（単位 千トン）

C 1 (7)の環境価値量の算定に用いることができるものの量

D 都内への電気の供給の量を国内への電気の供給の量で除した値

Cは、国が定める算出方法において、電気事業者が排出量調

整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を把握する方法として示されている調整後CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。

(4) から (7) まで (現行のとおり)

(8) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率の算定方法

再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、再エネ証書かつ再エネ電源利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(9) 新設再生可能エネルギー利用率の算定方法

新設再生可能エネルギー利用率は、新設再生可能エネルギー利用量を、全ての電気の供給の量で除して求めるものとする。

(10) メニュー別調整後CO₂排出係数の算定方法

メニュー別調整後CO₂排出係数は、メニューごとの調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(11) メニュー別再生可能エネルギー利用率の算定方法

メニュー別再生可能エネルギー利用率は、メニューごとの再生可能エネルギー利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(12) メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率の算定方法

メニュー別再エネ証書かつ再エネ電源利用率は、電気事業者が排出量調整無効化した再エネ証書かつ再エネ電源利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(13) メニュー別新設再生可能エネルギー利用率の算定方法

メニュー別新設再生可能エネルギー利用率は、メニューごとの新設再生可能エネルギー利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

3 (現行のとおり)

整無効化した国内及び海外認証排出削減量等を把握する方法として示されている調整後CO₂排出量の調整方法と同様の方法により算定されるものとする。

(4) から (7) まで (略)

(新設)

(新設)

(8) メニュー別調整後CO₂排出係数の算定方法

メニュー別調整後CO₂排出係数は、メニューごとの調整後CO₂排出量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(9) メニュー別再生可能エネルギー利用率の算定方法

メニュー別再生可能エネルギー利用率は、メニューごとの再生可能エネルギー利用量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(10) メニュー別環境価値利用率の算定方法

メニュー別環境価値利用率は、電気事業者が排出量調整無効化した環境価値量を、メニューごとの電気の供給の量で除して求めるものとする。

(新設)

3 (略)

第4 再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の拡大等による温室効果ガス排出量の抑制に係る措置等

1 再生可能エネルギー利用率の目標水準

特定事業者が第5 5 (2)により設定する2030年度における再生可能エネルギー利用率の目標値(以下「2030年度再生可能エネルギー利用率目標」という。)の水準は50%程度とする。

2 2030年度再生可能エネルギー利用率目標の達成に向けた利用拡大

特定事業者は、2030年度再生可能エネルギー利用率目標の達成に向け、再生可能エネルギーを利用した発電による電気の利用の拡大に努めなければならない。

3 新設再生可能エネルギー発電設備からの供給拡大

特定事業者は、新設再生可能エネルギー発電設備からの供給の拡大に努めなければならない。

4 多様な再エネ電力メニューの提供

特定事業者は、再生可能エネルギーを利用する複数のメニューを提供するよう努めなければならない。ただし、再生可能エネルギーのみを利用するメニューのみを提供する場合は、この限りでない。

第5 エネルギー環境計画書の作成

1 (現行のとおり)

2 地球温暖化の対策の取組方針

特定事業者は、自社等発電所における発電事業における温室効果ガス削減対策、電気調達先における温室効果ガス削減対策その他の電気の供給に係る事業において実施する再生可能エネルギーの利用の拡大その他の方法による地球温暖化対策の推進についての取組方針を定め、示すものとする。

3 地球温暖化の対策の推進体制

特定事業者は、電気の供給に係る再生可能エネルギーの利用の拡大その他の方法による地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進

(新設)

第4 エネルギー環境計画書の作成

1 (略)

2 地球温暖化の対策の取組方針

特定事業者は、自社等発電所における発電事業における温室効果ガス削減対策、電気調達先における温室効果ガス削減対策その他の電気の供給に係る事業において実施する地球温暖化対策の推進についての取組方針を定め、示すものとする。

3 地球温暖化の対策の推進体制

特定事業者は、電気の供給に係る地球温暖化対策を着実かつ効果的に推進するに当たり、次に掲げる事項を行うための組織体制

するに当たり、次に掲げる事項を行うための組織体制を整備するよう努め、整備した場合にあっては、その概要を示すものとする。

(1) から (4) まで (現行のとおり)

(5) 電力需要家が 10 及び第 6 8 により公表しない事項その他の電力需要家が電力の調達先の選定に際して必要な情報を得るために行う照会への対応

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

特定事業者は、CO₂排出係数の低減について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、CO₂排出係数の低減目標達成に向けた具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(1) 及び (2) (現行のとおり)

(3) 長期的目標年度のCO₂排出係数

長期的な目標として、2030 年度におけるCO₂排出係数

5 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、再生可能エネルギーの利用による電気の供給について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

を整備するよう努め、整備した場合にあっては、その概要を示すものとする。

(1) から (4) まで (略)

(新設)

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

特定事業者は、CO₂排出係数の低減について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、CO₂排出係数の低減目標達成に向けた具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(1) 及び (2) (略)

(3) 長期的目標年度のCO₂排出係数

長期的な目標として、長期的な目標年度 (おおむね 2030 年度とする。)におけるCO₂排出係数

5 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、再生可能エネルギーの利用による電気の供給について、次に掲げる事項の目標値を設定するものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(1) (現行のとおり)
(削る)

(2) 長期的目標年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

長期的な目標として、2030 年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

なお、当該再生可能エネルギー利用率は、第4 1による目標値の水準を踏まえ、設定するものとする。

(3) 長期的目標年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率の達成に向けた計画

(2) により定めた目標の達成に向けた、提出年度以後の各年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

6 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、提出年度に供給する電気に関し、次に掲げる事項を示すものとする。

(1) 電源構成（電気の発電種別ごとの割合をいう。以下同じ。）

(2) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率

(3) 新設再生可能エネルギー利用率

また、再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方を整理し、示すものとする。

(4) 供給する電気の属性

供給する電気に係る発電所ごとの次に掲げる事項

(1) (略)

(2) 次年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

中期的な目標として、次年度における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

(3) 長期的目標年度の再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

長期的な目標として、長期的な目標年度（おおむね 2030 年度とする。）における再生可能エネルギー利用量及び再生可能エネルギー利用率

なお、長期的な目標年度は、CO₂排出係数の長期的な目標年度と同じ年度とする。ただし、合理的な理由がある場合は、知事と協議の上、これと異なる年度とすることができる。

(新設)

(新設)

<p>ア 発電所の名称</p> <p>イ 発電所の位置</p> <p>ウ 発電事業者の名称</p> <p>エ 発電に用いるエネルギーの種別（バイオマスによる発電の場合は、当該バイオマスの種別を含む。以下同じ。）</p> <p>オ FIT又はFIPの認定（再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第9条第4項による認定をいう。以下同じ。）の有無</p> <p>カ 発電規模</p> <p>キ 運転開始日</p> <p>7 <u>メニューの多様化に係る措置</u> <u>特定事業者は、多様な再エネ電力メニューの提供に係る具体的な措置の考え方を整理し、示すものとする。</u></p> <p>8 <u>メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</u> <u>特定事業者は、提出年度に提供するメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を示すものとする。</u> <u>(1) 当該メニューに関する販売時の商品に関する事項</u> <u>(2) 調整後CO₂排出係数</u> <u>(3) 再生可能エネルギー利用率</u> <u>(4) 再エネ証書かつ再エネ電源利用率</u> <u>(5) 新設再生可能エネルギー利用率</u> <u>(6) 電源構成</u> <u>(7) FIT又はFIPの認定の有無</u> <u>(8) 供給する電気の属性</u> <u>提供するメニューに係る発電所ごとの6(4)アからキまでに掲げる事項</u> <u>(9) 電力需要家との電力供給契約における(2)から(8)までの各項目に関する確約の有無</u></p> <p>9 <u>その他地球温暖化の対策に関する事項</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>6 <u>その他地球温暖化の対策に関する事項</u></p>
---	---

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、未利用エネルギー等を利用した発電について、提出年度、次年度及び長期的な目標年度（2030 年度とする。）における未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量及び未利用エネルギー等利用率（電気の供給の量のうち未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合をいう。以下同じ。）の目標値を設定している場合には、その値を示すものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した目標値を転記するものとする。

また、未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すよう努めるものとする。

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

特定事業者は、自己及び子会社が所有する発電所（火力発電所に限る。）については、提出年度、次年度及び長期的な目標年度（2030 年度とする。）における熱効率（燃料の保有するエネルギーに対する電力に変換されたエネルギーの割合をいう。）の目標値を設定し、その値を示すものとする。

また、当該発電所における具体的な地球温暖化対策について、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

(3) （現行のとおり）

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、フロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化並びに京都メカニズム（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成 17 年条約第 1 号）第 6 条、第 12 条及び第 17 条に規定する措置をいう。以下同じ。）の活

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

特定事業者は、未利用エネルギー等を利用した発電について、提出年度、次年度及び長期的な目標年度（おおむね 2030 年度とする。）における未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量及び未利用エネルギー等利用率（電気の供給の量のうち未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合をいう。以下同じ。）の目標値を設定している場合には、その値を示すものとする。

なお、計画書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した計画書に記載した次に掲げる事項の目標値を転記するものとする。

また、未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見通し等目標設定に係る措置の考え方を整理し、示すよう努めるものとする。

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

特定事業者は、自己及び子会社が所有する発電所（火力発電所に限る。）については、提出年度、次年度及び長期的な目標年度（おおむね 2030 年度とする。）における熱効率（燃料の保有するエネルギーに対する電力に変換されたエネルギーの割合をいう。）の目標値を設定し、その値を示すものとする。

また、当該発電所における具体的な地球温暖化対策について、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

(3) （略）

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

特定事業者は、その他の地球温暖化対策として、フロン類の漏出防止、廃棄物の削減及び有効利用、自動車の合理的な利用、植林・緑化、京都メカニズム（気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成 17 年条約第 1 号）第 6 条、第 12 条及び第 17 条に規定する措置をいう。以下同じ。）の活用によ

用による温室効果ガス削減量の確保等の措置等がある場合には、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

10 特定事業者による公表

特定事業者は、計画書のうち、次に掲げる事項を公表する。ただし、(6) 及び (8) の事項のうち、発電事業者又は電力需要家との契約により第三者への公開ができないもの及び他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により経営に大きく影響するものについては、この限りでない。この場合において、特定事業者は、計画書の公表前に、公表しない箇所及び理由を都に報告しなければならない。

(1) から (3) まで (現行のとおり)

(4) 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量の抑制に係る措置及び目標

(5) 再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

(6) 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

(7) メニューの多様化に係る措置

(8) メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

(9) (現行のとおり)

11 添付書類

(1) 環境報告書等

計画書の提出に当たっては、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項の環境報告書をいう。）又はこれに類する冊子等を添付するよう努めるものとする。

(2) (現行のとおり)

る温室効果ガス削減量の確保等の措置等がある場合には、取組状況及び今後の取組計画を示すものとする。

7 特定事業者による公表

特定事業者は、計画書のうち、次に掲げる事項を公表する。

(1) から (3) まで (略)

(4) 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量 (1キロワット時当たり) の抑制に係る措置及び目標

(5) 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

(新設)

(新設)

(新設)

(6) (略)

8 添付書類

(1) 環境報告書等

計画書の提出に当たっては、環境報告書（環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成16年法律第77号）第2条第4項の環境報告書をいう。）、これに類する冊子等を作成している場合においては、当該環境報告書等を添付するよう努めるものとする。

(2) (略)

12 エネルギー環境計画書の変更届

特定事業者は、8により示したメニューに関する事項について変更があった場合、エネルギー環境計画書変更届出書を提出することができる。

提出に当たっては、11に掲げる添付書類のうち、変更に関するものを添付するものとする。

当該変更届出書を提出した場合、速やかに10による公表の内容を変更するものとする。

第6 エネルギー状況報告書の作成

1 報告書の様式

報告書は、別記第2号様式によるものとする。

2 (現行のとおり)

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量及びその抑制に係る措置の進捗状況

特定事業者は、CO₂排出量の抑制に係る措置の結果として、全電源のCO₂排出係数及び把握率、火力発電のCO₂排出係数並びに調整後CO₂排出係数を算定し、報告するものとする。

なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の全電源のCO₂排出係数、火力発電のCO₂排出係数及び調整後CO₂排出係数を転記するものとする。

また、計画書に記載したCO₂排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果について示すものとする。

(新設)

第5 エネルギー状況報告書の作成

1 報告書の様式

報告書は、別記第2号様式によるものとする。ただし、同様式中メニュー別調整後CO₂排出係数、メニュー別再生可能エネルギー利用率及びメニュー別環境価値利用率(以下「メニュー別調整後CO₂排出係数等」という。)は、公表を希望する場合に限り記載するものとする。

2 (略)

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1キロワット時当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況

特定事業者は、CO₂排出量の抑制に係る措置の結果として、全電源のCO₂排出係数及び把握率、火力発電のCO₂排出係数、調整後CO₂排出係数並びにメニュー別調整後CO₂排出係数(公表を希望する場合に限る。)を算定し、報告するものとする。

なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の全電源のCO₂排出係数、火力発電のCO₂排出係数、調整後CO₂排出係数及びメニュー別調整後CO₂排出係数(公表を希望する場合に限る。)を転記するものとする。

また、計画書に記載したCO₂排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果について示すものとする。

4 再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況

特定事業者は、再生可能エネルギーの利用について、前年度の再生可能エネルギー利用量、再生可能エネルギー利用率、F I T 電気利用量及びF I T 電気利用率を算定し、報告するものとする。

なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の利用量及び利用率を転記するものとする。

また、計画書に記載した再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等を整理し、示すものとする。

5 供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性

特定事業者は、前年度に供給した電気に関し、次に掲げる事項を報告するものとする。

(1) 電源構成

(2) 再エネ証書かつ再エネ電源率

(3) 新設再生可能エネルギー利用率

また、計画書に記載した再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の取組実績等を整理し、示すものとする。

(4) 供給した電気の属性

供給する電気に係る発電所ごとの第5 6 (4) アからキまでに掲げる事項

6 メニューの多様化に係る措置

特定事業者は、多様な再エネ電力メニューの提供に係る具体的な措置の考え方を整理し、示すものとする。

る。

4 再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況

特定事業者は、再生可能エネルギーの利用について、前年度の再生可能エネルギー利用量、再生可能エネルギー利用率、メニュー別再生可能エネルギー利用率、メニュー別環境価値利用率、F I T 電気利用量及びF I T 電気利用率を算定し、報告するものとする。ただし、メニュー別再生可能エネルギー利用率及びメニュー別環境価値利用率は、公表を希望する場合に限り記載するものとする。

なお、報告書を初めて提出する年度を除いた年度においては、比較を容易にするため、前年度に提出した報告書に記載した前々年度の利用量及び利用率を転記するものとする。

また、計画書に記載した再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等を整理し、示すものとする。

(新設)

(新設)

<p>7 <u>メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</u> <u>特定事業者は、前年度に提供したメニューに関し、メニューごとに次に掲げる事項を報告するものとする。</u> <u>(1) 当該メニューに関する販売時の商品に関する事項</u> <u>(2) 調整後CO₂排出係数</u> <u>(3) 再生可能エネルギー利用率</u> <u>(4) 再エネ証書かつ再エネ電源率</u> <u>(5) 新設再生可能エネルギー利用率</u> <u>(6) 電源構成</u> <u>(7) FIT又はFIPの認定の有無</u> <u>(8) 供給する電気の属性</u> <u>提供したメニューに係る発電所ごとの第5 6 (4) アからキまでに掲げる事項</u> <u>(9) 電力需要家との電力供給契約における(2)から(8)までの各項目に関する確約の有無</u></p> <p>8 (現行のとおり)</p> <p>9 <u>特定事業者による公表</u> <u>特定事業者は、報告書のうち、次に掲げる事項を公表する。ただし、(5)及び(6)の事項のうち、発電事業者又は電力需要家との契約により第三者への公開ができないもの及び他の特定事業者その他の関係事業者との競争関係により経営に大きく影響するものについては、この限りでない。この場合において、特定事業者は、報告書の公表前に、公表しない箇所及び理由を都に報告しなければならない。</u> (1) 及び(2) (現行のとおり) (3) <u>特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量及びその抑制に関する措置の進捗状況</u> (4) <u>再生可能エネルギーの利用による電気の供給の量の割合及</u></p>	<p>(新設)</p> <p>5 (略)</p> <p>6 <u>特定事業者による公表</u> <u>特定事業者は、報告書のうち、次に掲げる事項を公表する。</u> (1) 及び(2) (略) (3) <u>特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1キロワット時当たり)及びその抑制に関する措置の進捗状況</u> (4) <u>再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る</u></p>
---	---

<p>びその拡大に係る措置の進捗状況</p> <p><u>(5) 供給する電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</u></p> <p><u>(6) メニューごとの電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性</u></p> <p><u>(7) (現行のとおり)</u> (削る)</p> <p><u>10</u> (現行のとおり) 別表 (現行のとおり)</p>	<p>措置の進捗状況</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(5)</u> (略)</p> <p><u>(6) メニュー別調整後CO₂排出係数等の値</u></p> <p><u>7</u> (略) 別表 (略)</p>
---	---

第1号様式

第1号様式 その1

エネルギー環境計画書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の 氏名)	事業者名	代表者 役職	代表者 名
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所 在地)			

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電 事業の概要も記載すること。)	

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称		
	連 絡 先	電 話 番 号	
		フ ァ ク シ ミ リ 番 号	
		電 子 メール ア ド レ ス	
公 表 の 担 当 部 署	名 称		
	連 絡 先	電 話 番 号	
		フ ァ ク シ ミ リ 番 号	
		電 子 メール ア ド レ ス	

第1号様式

第1号様式 その1

エネルギー環境計画書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあつては名称及び代表者の 氏名)	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあつては主たる事務所の所 在地)	

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電 事業の概要も記載すること。)	

(3) 担当部署

計 画 の 担 当 部 署	名 称		
	連 絡 先	電 話 番 号	
		フ ァ ク シ ミ リ 番 号	
		電 子 メール ア ド レ ス	
公 表 の 担 当 部 署	名 称		
	連 絡 先	電 話 番 号	
		フ ァ ク シ ミ リ 番 号	
		電 子 メール ア ド レ ス	

第1号様式 その2

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間	～ 2025 年 07 月 31 日		
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:	
		所在地:	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	冊子名:	
	入手方法:		
<input type="checkbox"/> その他			

2 地球温暖化の対策の取組方針

3 地球温暖化の対策の推進体制

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(全電源のCO₂排出係数)

(単位 kg-CO₂/kWh)

項目	当年度のCO ₂ 排出係数	次年度のCO ₂ 排出係数	長期的目標年度(2030年度)のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値			
前年度の計画における目標値			

(具体的な対策内容等目標設定に係る措置の考え方)

その2

(4) エネルギー環境計画書の公表方法

公表期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:	
		所在地:	
		閲覧可能時間:	
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	冊子名:	
	入手方法:		
<input type="checkbox"/> その他			

2 地球温暖化の対策の取組方針

3 地球温暖化の対策の推進体制

4 特定エネルギーの供給に伴い排出される温室効果ガスの量(1kWh当たり)の抑制に係る措置及び目標

(1) CO₂排出係数の削減目標(全電源のCO₂排出係数)

(単位 kg-CO₂/kWh)

項目	当年度のCO ₂ 排出係数	次年度のCO ₂ 排出係数	長期的目標年度のCO ₂ 排出係数
当年度の計画における目標値			
前年度の計画における目標値			

長期的目標年度: 年度

(目標設定に係る措置の考え方)

第 1 号様式その 3

5 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標
(2030年度までの再生可能エネルギー利用目標)

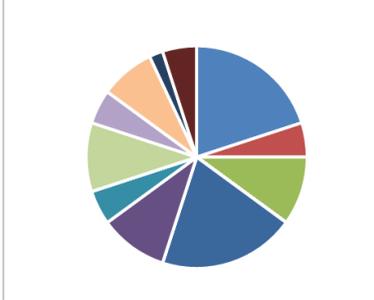
		2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
当年度の計画 における目標値	再生可能エネルギー利用 量						
	再生可能エネルギー利用 率						
前年度の計画 における目標値	再生可能エネルギー利用 量						
	再生可能エネルギー利用 率						

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策等目標設定に係る措置の考え方)

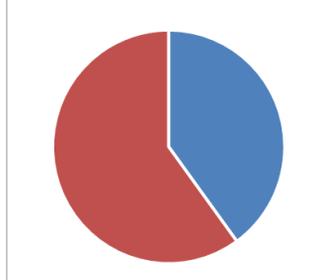
6 供給する電気における電源構成、新設再生エネルギー利用率等及び属性等

(1) 電源構成

電源構成



再生可能エネルギー利用率
(再エネ証書)



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源の利用率及び新設再生可能エネルギー利用率

		再エネ証書かつ再エネ 電源利用率	
当年度の計画 における目標値	新設再生可能エネルギー 利用率		

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の考え方)

その 3

5 再生可能エネルギーの供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

項目	当年度の利用量		次年度の利用量		長期的目標年度の利用量	
	利用量 (千 kWh)	利用率(%)	利用量 (千 kWh)	利用率(%)	利用量 (千 kWh)	利用率(%)
当年度の計画における目標値						
前年度の計画における目標値						

長期的目標年度： 年度

(目標設定に係る措置の考え方)

6 その他地球温暖化の対策に関する事項

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

項目	当年度の利用量		次年度の利用量		長期的目標年度の利用量	
	利用量 (千 kWh)	利用率(%)	利用量 (千 kWh)	利用率(%)	利用量 (千 kWh)	利用率(%)
当年度の計画における目標値						
前年度の計画における目標値						

長期的目標年度： 年度

(目標設定に係る措置の考え方)

第 1 号様式その 3

(3) 供給する電気の種類

発電所の名称	発電所の位置	発電事業者の名称	発電に用いるエネルギーの種類 (FIT又はFIPの認定)	バイオマス 発電の種類 種	発電規模 (kW)	運転開始日
1 XXX発電所	栃木県YYY	Xメガソーラー	太陽光(FIT)			
2 AAA発電所	群馬県AAA	風力発電AA	風力(FIP)			
3 BBB発電所	福島県	BBB水力発電所	水力(FIT又はFIP)			
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						

その4

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標

(3) 都内の電気需要者への地球温暖化対策の働きかけに係る措置

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

第 1 号様式その 4

ア モニターの多様化に係る措置
モニターごとの再生可能エネルギー利用率等

モニター	電源構成 (再生又は貯蔵の割合)	当年度計画における節内供給			
		利用率	モニターの 部数、総 量(台数)	設置所の名称	設置所の位置
モニターA					
モニター名	契約種別				
調峰時の出力保証 (ag-CO2出力)	有				
再生可能エネルギー 利用率	有				
再生可能エネルギー 再生可能利用率	有				
新設再生可能 エネルギー利用率	有				
11%					
モニターB					
モニター名	契約種別				
調峰時の出力保証 (ag-CO2出力)	有				
再生可能エネルギー 利用率	有				
21%					
再生可能エネルギー 再生可能利用率	有				
9%					
新設再生可能 エネルギー利用率	有				
4%					
モニターC					
モニター名	契約種別				
調峰時の出力保証 (ag-CO2出力)	有				
再生可能エネルギー 利用率	有				
20%					
再生可能エネルギー 再生可能利用率	有				
20%					
新設再生可能 エネルギー利用率	有				
22%					
モニターD					
モニター名	契約種別				
調峰時の出力保証 (ag-CO2出力)	有				
再生可能エネルギー 利用率	有				
再生可能エネルギー 再生可能利用率	有				
新設再生可能 エネルギー利用率	有				
モニターE					
モニター名	契約種別				
調峰時の出力保証 (ag-CO2出力)	有				
再生可能エネルギー 利用率	有				
再生可能エネルギー 再生可能利用率	有				
新設再生可能 エネルギー利用率	有				

(多様な再生可能エネルギーの構成について具体的な措置の考え方)

第 1 号様式その 5

8 その他地球温暖化の対策に関する事項

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給の量の割合の拡大に係る措置及び目標

項目	当年度の利用量		次年度の利用量		長期目標年度(2030年度)の利用量	
	利用量 (千kWh)	利用率(%)	利用量 (千kWh)	利用率(%)	利用量 (千kWh)	利用率(%)
当年度の計画における目標値						
前年度の計画における目標値						

(未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策、今後の開発の見直し等目標設定に係る措置の考え方)

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置及び目標
(火力発電所における具体的な地球温暖化対策について取組状況および今後の取組計画)

(3) 都市の電気事業者への地球温暖化対策促進の働きかけに係る措置

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置

第2号様式 その1

エネルギー状況報告書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	種別 事業者名	代表者 氏名	代表者 氏名
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)			

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	

(3) 担当部署

報告書の 担当部署	名称		
	連絡先	電話番号	
		ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス		
公表の 担当部署	名称		
	連絡先	電話番号	
		ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス		

第2号様式

第2号様式 その1

エネルギー状況報告書

1 特定エネルギー供給事業者の概要

(1) 特定エネルギー供給事業者の氏名等

特定エネルギー供給事業者の氏名 (法人にあっては名称及び代表者の氏名)	
特定エネルギー供給事業者の住所 (法人にあっては主たる事務所の所在地)	

(2) 事業の概要

発電事業の有無	<input type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無
都内供給区分	<input type="checkbox"/> 特別高圧 <input type="checkbox"/> 高圧 <input type="checkbox"/> 低圧(電力) <input type="checkbox"/> 低圧(電灯)
事業の概要 (発電事業がある場合は、発電事業の概要も記載すること。)	

(3) 担当部署

報告書の 担当部署	名称		
	連絡先	電話番号	
		ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス		
公表の 担当部署	名称		
	連絡先	電話番号	
		ファクシミリ番号	
	電子メールアドレス		

第2号様式 その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間		～ 2023年07月31日
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所: 所在地:
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	閲覧可能時間 冊子名:
	<input type="checkbox"/> その他	入手方法:

2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量
(単位 千t-CO₂)

項目	前々年度	前年度
排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1kWh当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況
(単位 kg-CO₂/kWh) (単位 %)

項目	前々年度	前年度	把握率
全電源のCO ₂ 排出係数			
(火力発電のCO ₂ 排出係数)			
調整後CO ₂ 排出係数			

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

4 再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況

再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の利用量の割合

項目	前々年度の実績		前年度の実績	
	利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)
再生可能エネルギー				
(FIT電気)				

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

その2

(4) エネルギー状況報告書の公表方法

公表期間	年 月 日	～	年 月 日
公表方法	<input type="checkbox"/> ホームページで公表	アドレス:	
	<input type="checkbox"/> 窓口での閲覧	閲覧場所:	
	<input type="checkbox"/> 冊子(環境報告書等)	所在地:	
		閲覧可能時間	
	<input type="checkbox"/> その他	冊子名:	
		入手方法:	

2 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量
(単位 千t-CO₂)

項目	前々年度	前年度
排出量		

3 特定エネルギーの供給に伴い排出された温室効果ガスの量(1kWh当たり)及びその抑制に係る措置の進捗状況
(単位 kg-CO₂/kWh) (単位 %)

項目	前々年度	前年度	把握率
全電源のCO ₂ 排出係数			
(火力発電のCO ₂ 排出係数)			
調整後CO ₂ 排出係数			

(排出係数の削減目標達成に向けた具体的な対策の取組実績及びその効果)

4 再生可能エネルギーの供給の量の割合及びその拡大に係る措置の進捗状況

再生可能エネルギーを利用した発電による電気の供給の利用量の割合

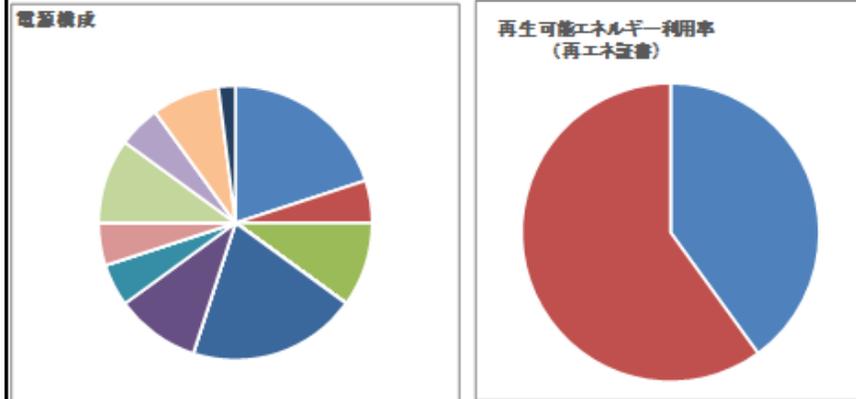
項目	前々年度の実績		前年度の実績	
	利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)
再生可能エネルギー				
(FIT電気)				

(再生可能エネルギーの具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

第2号様式 その3

5 前年度供給した電気における電源構成、新設再生可能エネルギー利用率等及び属性等

(1) 電源構成



(2) 再エネ証書かつ再エネ電源の利用率及び、新設再生可能エネルギー利用率

当年度の計画 における目標値	再エネ証書かつ 再エネ電源利用率	
	新設再生可能 エネルギー利用率	

(再生可能エネルギー発電設備の増加に係る措置の取組実績等)

その3

5 その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給に係る措置の進捗状況

前々年度の実績		前年度の実績	
利用量 (千kWh)	利用率 (%)	利用量 (千kWh)	利用率 (%)

(未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策の取組実績、開発の実績等)

(2) 火力発電所における熱効率の向上に係る措置の進捗状況

(3) 都内の電気需要者への地球温暖化の対策の働きかけに係る措置の進捗状況

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置の進捗状況

第2号様式 その4

④ プラネーゴとの電源接続、新設再生可能エネルギー利用率等及び居住等
 プラネーゴとの再生可能エネルギー利用率

プラネー	近年見込額における割合				
	電圧種別 (F1/F2/F3/F4/F5/F6)	供給する電気の属性			
		再生可能 エネルギー 利用率	太陽光の割合	太陽熱の割合	太陽熱蓄熱の割合
プラネーA					
建築小冊					
	電圧種別				
建築地への供給割合 (%)	0				
再生可能エネルギー 利用率	0%				
太陽光の割合 太陽熱の割合	0%				
新設再生可能 エネルギー利用率	0%				
プラネーB					
建築小冊					
	電圧種別				
建築地への供給割合 (%)	0				
再生可能エネルギー 利用率	0%				
太陽光の割合 太陽熱の割合	0%				
新設再生可能 エネルギー利用率	0%				

(空欄な再生可能電力プラネーの提供について具体的な設置の考えを)

第2号様式 その5

7 その他地球温暖化の対策に関する事項の進捗状況

(1) 未利用エネルギー等を利用した発電による電気の供給に係る措置の進捗状況

前々年度の実績		前年度の実績	
利用量 (千kWh)	利用率 [%]	利用量 (千kWh)	利用率 [%]

【未利用エネルギー等の具体的な利用促進対策の取組実績、関係の実績等】

(2) 火力発電所における燃費率の向上に係る措置の進捗状況

【火力発電所における具体的な地球温暖化の取組実績】

(3) 市内の電気需要者への地球温暖化の対策の働きかけに係る措置の進捗状況

(4) その他の地球温暖化対策に係る措置の進捗状況